



## 第1次糸島市都市計画マスタープランについて

はじめに、この第1次糸島市都市計画マスタープランの目的、 役割と位置づけ、策定における基本的考え方、構成についてま とめています。



可也山を望む



# 第1次糸島市都市計画マスタープランについて

## 1-1 策定の目的

### (1) 都市計画とは

- ・都市では、多くの人々が生活し、商業、業務、工業などさまざまな活動が営まれ、交流・観光の場として人々が集います。その都市を田畑や里山、河川などの自然が包み、農家や地域住民によって良好な環境・景観が形成され、人々に安らぎや潤いを与えています。
- ・都市計画とは、自然環境や農林水産業と調和を保ちながら、人々が安全で暮らしやすく、魅力や 活力の高い活動が営まれるための都市づくりです。

## (2) 都市計画マスタープランとは

- ・都市計画マスタープランは、「都市計画」を効果的・効率的に進めるため、市民の意見を反映させながら、長期的な視点に立ち、都市づくりの目標を実現するための方針を、総合的かつ一体的に定めるものです。
- ・都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

#### 都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市 計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下こ の条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## (3)目的

・第1次糸島市都市計画マスタープランは、糸島市長期総合計画で定める将来像の実現へ向けて、 今後行政と市民が協働して取り組むさまざまな都市計画の基本的な方針となるものです。

## 1-2 役割と位置づけ

### (1) 役割

#### ●長期的視点に立った都市の将来像を示します

・本市の今後のまちづくりについて、長期的な視点からまちのあるべき将来像や進むべき方向を 示します。

#### ●市民と行政との協働によるまちづくりの取組の指針となります

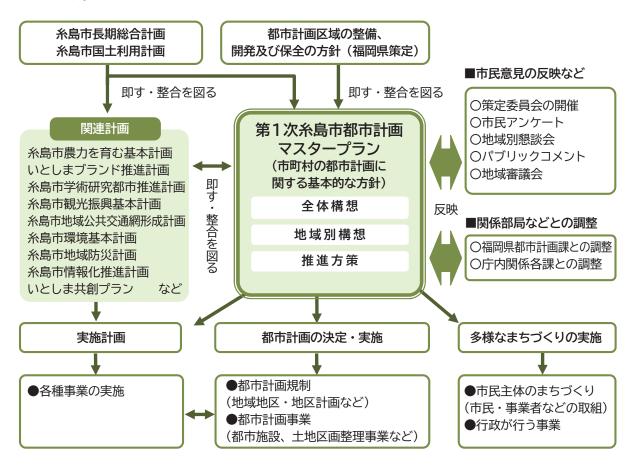
・市民と行政の協働によるまちづくりに取り組む上で、市民の都市計画に対する理解を深め、土 地利用の規制・誘導や各種都市計画事業への協力や参画を促すための重要な指針となります。

#### ●本計画に沿って、都市計画の施策を実施していきます

・都市計画マスタープランは、それ自体に拘束力はありませんが、拘束力を有する個別の都市計画の根拠となり、具体の都市計画が決定・変更される際の指針としての役割を担います。

### (2) 位置づけ

・策定及び運用にあたっては、上位計画となる「糸島市長期総合計画」、「糸島市国土利用計画」、 福岡県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン) に即します。具体的な事業は毎年、計画期間を3カ年とする実施計画を立てて進めていくことに なります。



## 1-3 策定における基本的考え方

## (1) 策定の背景

#### ①地方分権や地域主体の都市計画

・地方分権の進展により、市町村の自己決定、自己責任が求められる時代となっています。今後、いとしま共創プラン(校区まちづくり推進事業)の実践などを通して、市民や地域が主体となったまちづくりの機運がますます高まると想定されるため、都市計画を進めていく上で指針となる都市計画マスタープランの役割は、一層重要となります。

#### ②都市づくりの転換点

- ・かつてない人口減少、高齢社会を迎えるなど大きな時代の転換期にあり、これまでのような都市の 拡大を前提にした都市づくりからの転換が求められています。
- ・都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設や地域コミュニティを維持する病院・福祉施設など の公共公益施設の適正な立地誘導、公共交通ネットワークなどによる集約型都市構造の構築に向け て、都市計画マスタープランが担う役割がますます重要となっています。

#### ③市町合併への対応

- ・本市は、平成22年1月に旧前原市、旧二丈町、旧志摩町が合併して誕生しました。合併後も旧1市2町の区域に存在していた前原、二丈、志摩の3つの都市計画区域は、平成29年に再編され、福岡市をはじめ近隣市町の線引き都市計画区域を一体化した福岡広域都市計画区域と非線引きの二丈都市計画区域となりました。
- ・今後は更に、市としての一体性の確保やより広域的な地域間連携が求められます。また、それぞれ の異なる歴史文化、環境・景観などに配慮しながら、多様なニーズや地域個性に対応したまちづく りが求められています。

#### ④社会情勢への的確な対応

#### 1)都市の活力維持への対応

人口減少・少子高齢化社会は、労働力や購買力、税収、にぎわいの低下など都市の活力に大きな影響を及ぼします。そのため、各自治体は人口を維持するために、移住・定住を促進し転出を抑制する魅力あるまちづくりが求められています。

#### 3)環境問題への対応

地球温暖化などの影響により、近年これまでにない集中的な豪雨など、環境の変化が問題になっています。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減など、地球規模での温暖化対策がますます重要になっています。

#### 2)厳しさを増す行財政

各自治体は、税収の伸び悩みや社会保障関係経 費の増加、老朽施設の改修など多くの課題を抱え、 今後も厳しい行財政運営が懸念されています。

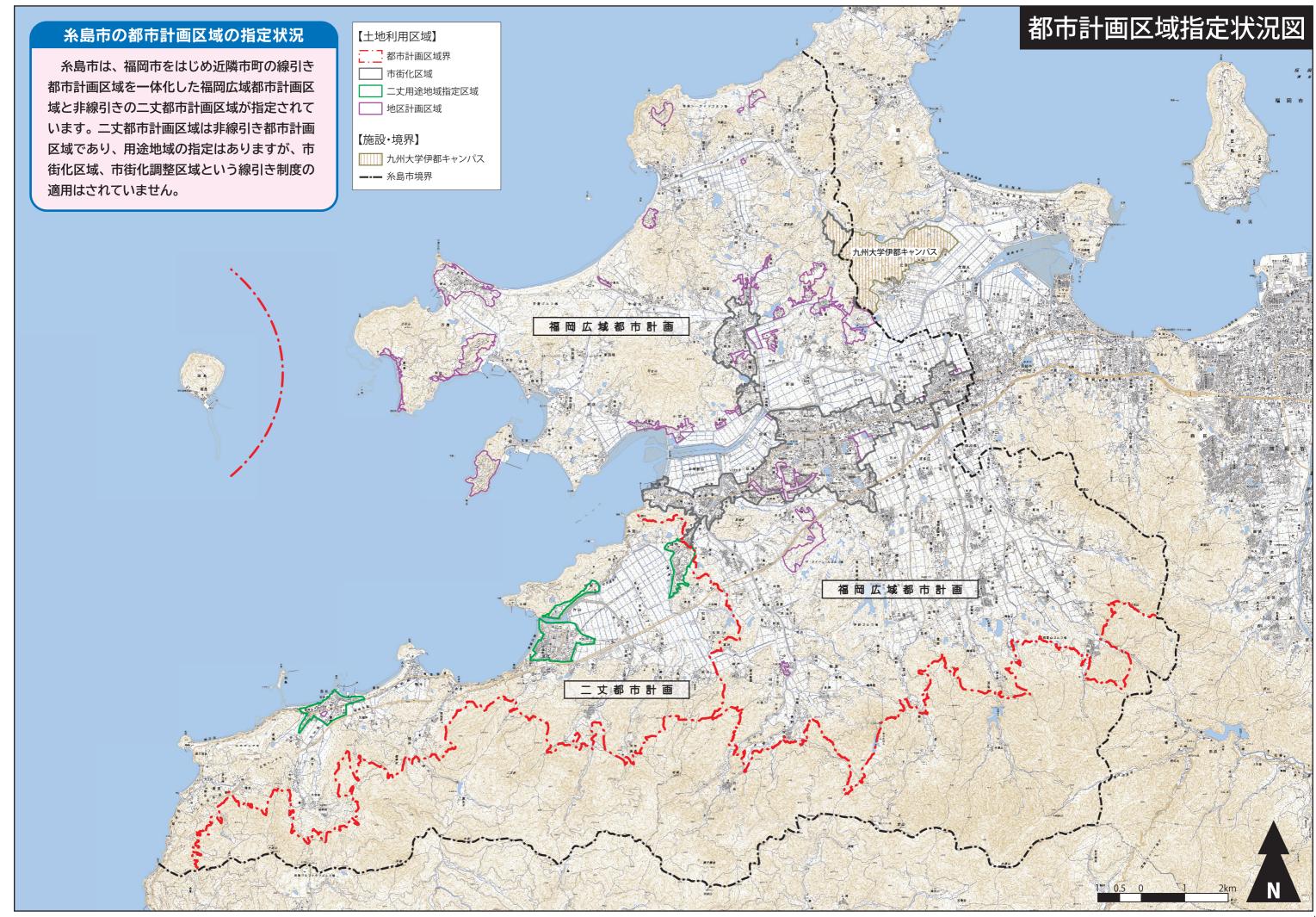
行財政の経営資源(人、モノ、カネ)は限られるため、「選択と集中」による効果的な行財政運営が求められています。

#### 4) 広域的な連携の高まり

「地方へのひとの流れ」、「地方でのしごと」を つくる地方創生の取組が進められるとともに、「関 係人口」の増加を目指す観光関連施策が推進さ れています。地域の魅力を磨きつつ、西九州自動 車道の整備などによって広域的な連携をさらに 高めていくことが重要です。

#### ⑤持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた対応

・2015年(平成27年)の国連サミットで、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。 都市計画においてもSDGsで掲げられる17の目標とのつながりを意識し、持続可能な社会実現 に向けてまちづくりを進めていくことが重要となっています。



## (2)目標年次と対象区域

#### ①目標年次

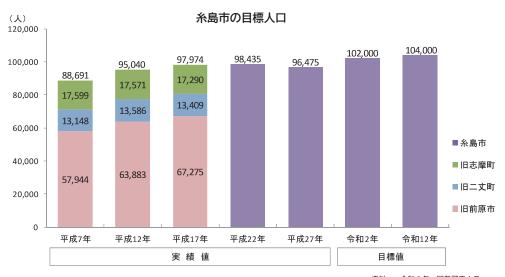
・都市計画マスタープランは、おおむね 20 年の長期を見据えた計画とし、本計画の目標年次は、令和 12 年(2030年)とします。なお、上位計画の変更や社会情勢の変化など、必要に応じ見直しができるものとします。

#### ②対象区域

・都市計画区域外についても自然環境保全などの指針を定める必要があるため、本計画の対象区域 は行政区域全域とします。地域別構想では、糸島市を前原北部、前原南部、二丈東部、二丈西部、 志摩東部、志摩西部の6つの地域に分けて計画づくりを行います。

### (3)目標人口

急速に進む少子高齢化に対応し、人口を減らさない都市づくりを進めるために、**令和2年** (2020年) の目標人口は、第1次糸島市長期総合計画で示されている102,000人と設定し、**令和12年(2030年)の目標人口**は、第2次糸島市長期総合計画で示されている 将来人口104,000人とします。



資料: ~令和2年: 国勢調査人口 令和12年: 住民基本台帳人口

## 1-4 第1次糸島市都市計画マスタープランの構成

### 第1章 第1次糸島市都市計画マスタープランについて

- 1-1 策定の目的
- ・都市計画とは何か、都市計画マスタープランの策定目的 を示します。
- 1-2 役割と位置づけ
- ・都市計画マスタープランの果たす役割や、他の既往計画 や事業との関係を示します。
- 1-3 策定における基本的考え方
- ・策定の背景や、計画の前提となる基本的な考え方、対象 区域、目標年次、目標人口を示します。

### 第2章 本市の現況と都市づくりの主要課題

- 2-1 本市の特性と動向
- ・広域的な特性、人口、産業・観光、土地利用・開発動向、住まい、居住環境について整理します。
- 2-2 市民の意向
- ・市民意識調査の結果について整理します。
- 2-3 都市づくりの主要課題
- ・本市の特性や市民意向を踏まえ、都市全体を見渡した主要課題を示します。

#### 第3章 全 体 構 想

- 3-1 いとしまづくりの将来のすがた
- ・主要課題を踏まえ、将来のいとしまづくりの基本目標と、 目指すべき都市構造(都市の空間構成)を示します。
- 3-1 いとしまづくりの方針
- ・目指す将来のすがたの実現に向けて、分野別に都市づく りの方針を示します。

### 第4章 地域 別構想

- 4-1 地域別構想の位置づけ
- ・地域別構想の考え方や構成について示します。

4-2 地域区分

- ・糸島市国土利用計画に基づく6地域に区分します。
- 4-3 ~ 各地域別構想 4-8
- ・地域ごとに主要課題や将来像と基本目標、まちづくりの方針を示します。

#### 第5章 推進方策について

- 5-1 知域力の発揮に向けた推進体制
- ・各主体(市民、事業者、行政など)の役割や推進体制の 考え方を示します。
- 5-2 実現化手法
- ・全体構想、地域別構想で掲げた方針を実現していくため の規制・誘導、都市施設の整備などの方策を示します。
- 5-3 進捗状況の管理
- ・都市計画を効率的・効果的に実現していくため、進行管 理の考え方を示します。

## (注) 語尾の表現について

第3章の全体構想以降では、以下の考え方に基づき、語尾の表現を統一しています。 施策として実施していく内容の文章の語尾について、実施主体などの違いによって、語尾の表 現方法を変えています。

表現方法	実施主体など
<ul><li>進めます。</li><li>行います。</li><li>検討します。</li><li>努めます。</li><li>調整します。</li></ul>	糸島市が中心に行うもの
〜図ります。 〜促進します。	糸島市だけでなく他組織と調整、協議などが必要なもの
~目指します。 ~位置づけます。	目標、方向性に関するもの



丸田池公園